

著作権など、知的財産に関するご相談は、
青森県知的財産支援センターにお任せください！

青森県内
中小企業さま
向け

「青森県知的財産支援センター」って？

県内事業者などへの知的財産に関するワンストップ相談窓口として、県(産業イノベーション推進課知的財産支援グループ)と(一社)青森県発明協会が連携し、平成21年から共同で運営しています。

「INPIT青森県知財総合支援窓口」での相談対応のほか、弁理士などの専門家を各企業などに派遣する弁理士派遣事業、知財に関する各種講座の開催、知的財産を活用するためのセミナー開催、未来のものづくり人材を育成するための子ども向けの取組・イベントなどを行っています。

〈ご相談・お問合せ先〉

青森県知的財産支援センター内

INPIT青森県知財総合支援窓口(事務局:(一社)青森県発明協会)

所在地 〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号(県庁北棟1階)

連絡先 TEL:017-762-7351

利用時間 毎週月～金/8:30～17:15(祝祭日・年末年始を除く)

URL <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/aomori/>



HPはこちら

〈本冊子に関するお問合せ〉

青森県経済産業部産業イノベーション推進課
知的財産支援グループ

連絡先 TEL:017-734-9417

URL https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/innovation/chiteki_home.html

〈監修〉

青森中央学院大学 経営法学部 准教授 園部 正人氏



青森県知的財産支援センター



こんなとき、あなたならどうする？ ビジネスシーンの著作権問題

相談事例①

フリー素材やAIが生成した
イラスト・画像を
自由に使っている？



相談事例②

写真に有名キャラクターが
写り込んでしまった。
そのまま使って大丈夫？



著作権を 知って トラブルを 防ごう!



インターネットやSNSの普及によって気軽にコンテンツを発信できるようになった現在、著作権は私たちにとってますます身近な存在となっている一方、写真やイラストなどの著作物の取扱いを間違えると大きなトラブルになりかねません。

ビジネスシーンにおいても例外ではなく、社内で日常的に行われている様々な行為が、知らず知らずのうちに著作権を侵害している場合があります。

著作権を侵害すると多額の損害賠償を請求される可能性があり、刑事罰に問われることもあるため、「知らなかった」では済まされず、自社に多大の損害を与える可能性もあります。著作権を正しく理解し、適切に運用することは、とても重要なことです。

このガイドブックでは、著作権のあらましをわかりやすく解説しているほか、ビジネスシーンで起こりうるトラブル例と対応のポイントを紹介していますので、「このようなことも著作権が関わるのか」といった気づきに繋がりますと幸いです。

また、青森県知的財産支援センターでは、著作権に関する相談を受け付けておりますので、不安なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

著作権ってどんな権利?	03
ビジネスシーンにおけるトラブル例①	05
ビジネスシーンにおけるトラブル例②	06
ビジネスシーンにおけるトラブル例③	07
ビジネスシーンにおけるトラブル例④	08
ビジネスシーンにおけるトラブル例⑤	09
著作権を侵害してしまったらどうなるの?	10



著作権って

著作権ってどんな権利？

音楽・イラスト・写真・動画などの作品は、創作した人がそれぞれ自分の想いや感情を作品として表現したものです。

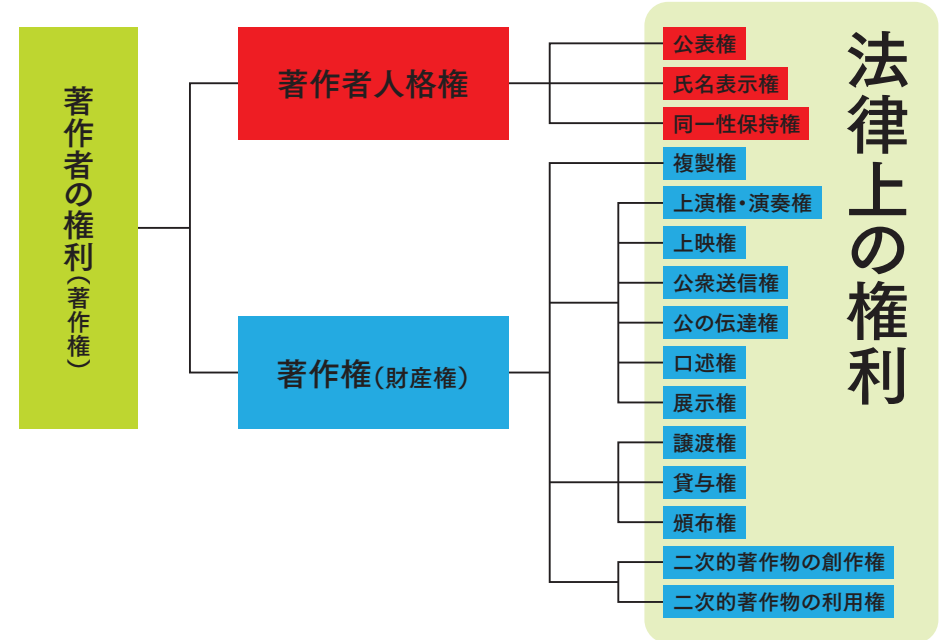
この表現したものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」、「著作者」に法律上与えられている権利を「著作権」といいます。

著作権は、著作者が創作した時点で自動で発生します。

著作者には、著作物を他人が利用することを許諾したり禁止する権利等が認められています。



著作権は誰にでも関係するんだね！



一口に著作権といっても、大きくは、「著作者人格権」と「財産としての著作権」に分けられ、財産としての著作権には様々な種類があります。(上記表参照)

私的な使用目的での複製や、学校での授業のための複製など、「著作権の制限」といって、著作権者の許諾なく著作物を利用することができる場合もあります。ただし、ビジネスで利用する場合は、たとえ従業員が自分の業務の参考のために複製する場合であっても、私的使用目的にはあたらないので注意が必要です。

どんな権利？

Q1

ビジネスシーンにおけるトラブル例 ①

フリー素材やAIが生成したイラスト・画像を自由に使っていい？

イベントのチラシを作るために、ウェブ上でダウンロードできるフリー素材を使ったり、AIにイラストや画像を生成させたりしたい。これらは自由に使っていい？

A1

フリー素材の利用規約をよく確認して！ AIの生成したものをそのまま使うのは危険

- ✓ フリー素材であっても、著作権を放棄しない限り、素材制作者が著作権を有しています。この場合、条件の範囲内で無料で素材を利用することが許諾されているだけに過ぎません。
- ✓ フリー素材をダウンロードできるウェブサイト毎に、無料で利用できる範囲が異なるので、利用規約をよく確認しましょう。規約に違反して利用すると、著作権侵害に問われる可能性があります。
- ✓ AIが生成した画像やイラストは、既存の著作物と類似している場合、著作権侵害になる可能性が高いです。他者の著作物と類似している場合は、そのまま利用することを避け、大幅に手を加えた上で利用するといったことが考えられます。



Q2

ビジネスシーンにおけるトラブル例 ②

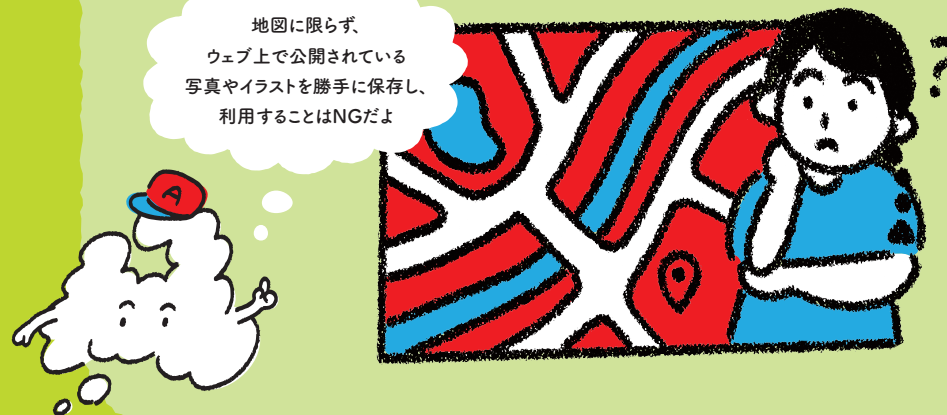
ウェブ上で提供されている地図は自由に載せていい？

イベントの開催場所を案内するために、チラシや自社のホームページに地図を掲載したい。ウェブ上で提供されている地図は自由に使っていい？

A2

無断で掲載したり加工したりするのはNG!

- ✓ 地図も著作物なので、無断で掲載したり加工したりすることはNGです。
- ✓ 地図の提供元の利用規約をよく確認し、ルールを守って利用しましょう。



Q3

ビジネスシーンにおけるトラブル例 ③

デザイナーに作成してもらったキャラクターは勝手に着ぐるみやグッズにしてもいい？

イベント用に、プロのデザイナーにキャラクターを作ってもらった。
イベントを盛り上げるため、当初の予定にはなかったけど、キャラクターの着ぐるみやグッズを作りたい！デザイナーに許可を取る必要はある？

A3

デザイナーとの取り決めがなければ二次的著作物^{*}としての利用はNG!

^{*}二次的著作物とは、一つの著作物を原作として、新たな創作性を加えて創られた著作物のことをいいます。

- ☑ キャラクターの原画を加工して利用することは、二次的著作物を作成し、それを利用することにあたります。デザイナーと事前に取り決めていなければ、勝手にこのような作成・利用行為をしてはいけません。
- ☑ 仮に「全ての著作権を譲渡する」と契約書に書いてあっても、譲渡契約の時に「二次的著作物の作成・利用に関する権利も譲渡する」ということを明確にしない限り、その権利は相手に残ります。
- ☑ 契約書を作る時は、文化庁の「著作権契約書作成システム」を参考にすると良いです。



◀ 著作権契約書作成システム



Q4

ビジネスシーンにおけるトラブル例 ④

写真に有名キャラクターが写り込んでしまったこのまま使って大丈夫？

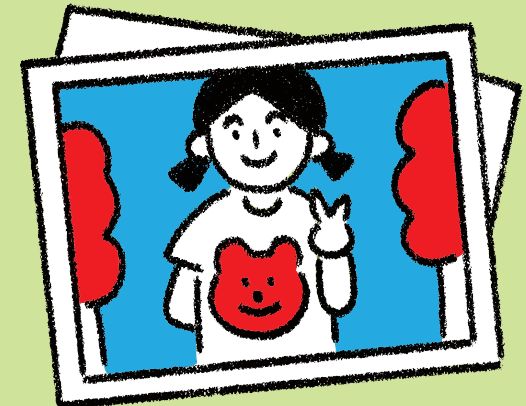
イベントの様子を撮影し、写真をSNSにアップしようとしたら、とある有名キャラクターの絵が写り込んでいた。ごく小さく写り込んでいるだけだから、この写真はそのまま使って大丈夫？

A4

写り込みの割合が小さければ基本的には問題ない

- ☑ 写真撮影や録画などを行う際に、本来意図した対象以外の著作物が「写り込む」場合、写り込んでいる割合が小さいなどの条件を満たしていれば、著作権者の許諾を得る必要なく利用できます。

写真や動画を商用利用したり広く一般に公開したりする場合には注意が必要だよ



Q5

ビジネスシーンにおけるトラブル例 ⑤

他人の著作物の内容を勝手に使ってもいい？

大学教授を講師に招いて講演をしてもらうことに。その講演資料に他人の論文の内容や新聞記事が入っている。これはそのまま使って大丈夫？

A5

「正当な範囲内」であることや「主従関係」が明確であることが必要

- ☑ 自分の主張を補強や補充するためなら、他人の論文などの一部を引用しても良く、論文の著者の許諾を得る必要はありません。
- ☑ ただし、著作者の許諾が不要になるのは、
 - ①必要な範囲に限った引用で、
 - ②引用した部分と自分が作成した部分が明確に区別され、
 - ③自分が作成した部分が「主」、引用した部分が「従」であって、さらに
 - ④引用元の「出典」を示すなどの条件を満たすことが必要です。
- ☑ 新聞記事も著作物に当たるので、これらの条件を満たす場合は引用としての利用が可能ですが、1ページに大きく新聞記事を掲載するなど引用にあたらぬ場合は新聞社の許諾が必要です。



著作権を侵害してしまったらどうなるの？



- ☑ 著作物を無断でコピー・販売したり、インターネットで送信した場合など、著作者の権利を侵害した場合には、刑事罰の対象となるほか、損害賠償などの請求を受ける可能性があります。

〈刑事罰〉

- ・著作権侵害の場合、個人は10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金あるいはその併科、法人は3億円以下の罰金
- ・著作者人格権侵害の場合、個人は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金あるいはその併科、法人は500万円以下の罰金

〈民事上の各種請求〉

差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求、名誉回復等措置請求

- ☑ 他人の著作権を知らずに侵害してしまった場合でも、そのことについて過失がある場合、民事上の損害賠償責任を負います。

著作権は法律で
守られていることを
意識しよう！

